



令和6年度（2024年度）版

町内自治会の手引き



熊本市 北区総務企画課

「町内自治会の手引き」の発行にあたって

私たちの地域を取り巻く環境や社会のニーズは、ますます複雑・多様化し、住みよい豊かなコミュニティを形成する上で、地域社会の振興や住民参加のまちづくりが求められています。

また、地方分権が進む中、国や自治体によるコミュニティ施策の推進と共に、住民と行政が相互の信頼を深め、協働による地域づくりを展開していく必要があります。

ついては、地域の人々によって組織され、互いに協力しながら、住みよい地域社会づくりに取り組んでいる町内自治会の果たす役割は、今後、ますます大きくなっていくものと思われます。

そこで、自治会活動の参考にしていただくために、町内自治会の運営方法や活動例、助成制度などを紹介した「町内自治会の手引き」を作成しました。

それぞれ町内自治会で、さらに個性のある「豊かで心のかようまちづくり」を進めていただきますよう心からお願い申し上げます。

1 町内自治会の概要

1 町内自治会とは

町内自治会は、同じ地域に住む人たちが自分たちの意思によって自主的に組織する任意団体です。

町内自治会の目的は、日常生活のなかで発生する地域の課題を住民が共同で解決することによって、少しでも住みよい地域をつくることにあります。

町内自治会では、快適な環境のなかで地域の人たちが親睦を深めるとともに、福祉の向上を図るための活動が行われています。

したがって、町内自治会の運営は、地域の人たちの理解と協力により、民主的に行うことが原則です。

熊本市では、「町内会」制度、「町内嘱託員」制度等を経て、昭和42年4月1日に地域住民の自主的組織である現在の町内自治会へと移行しました。

2 本市の町内自治会の現状

① 名 称

〇〇校区第〇町内自治会

② 校区数及び町内自治会数

校区は、概ね小学校の通学区域を基準に決定されており、令和5年（2023年）4月1日現在の校区数は、熊本市全体で92校区4地区（うち北区21校区1地区）です。

町内自治会の区域は、昔からの町内会の区域で設定されているところがほとんどです。地理的条件や人口の増減、或いは小学校の新設、団地、マンションの建設等に伴い、新しく増えたり、統合が行われたりしながら発足当時410団体であった町内自治会数が、令和5年（2023年）4月1日現在では915団体（うち北区231団体）となっています。

③ 町内自治会への加入状況【令和5年（2023年）4月1日現在】

総 世 帯 数 335,386世帯〔北区：58,152世帯〕（推計人口）

加 入 世 帯 数 282,730世帯〔北区：47,354世帯〕

自治会加入率 84.30% 〔北区：81.43%〕

2 町内自治会の組織

1 町内自治会の規約

町内自治会は、住民の総意に基づき自主的で民主的に運営されることが必要です。

民主的な運営とは、住民の納得のいく合理的なルールに基づいて運営されているということです。

そのルールが規約（或いは会則）であり、町内自治会を構成するにあたってはまず規約の作成が必要となります。

2 町内自治会の組織

自治会活動は、住民一人ひとり或いは各世帯が担っており、住民全員が主役となって実践するものですが、共通の目的を達成するために個々の意思や行動を取りまとめる組織が必要となります。

また、共同で効果的に活動するためには役割を分担することが望ましいと考えられます。

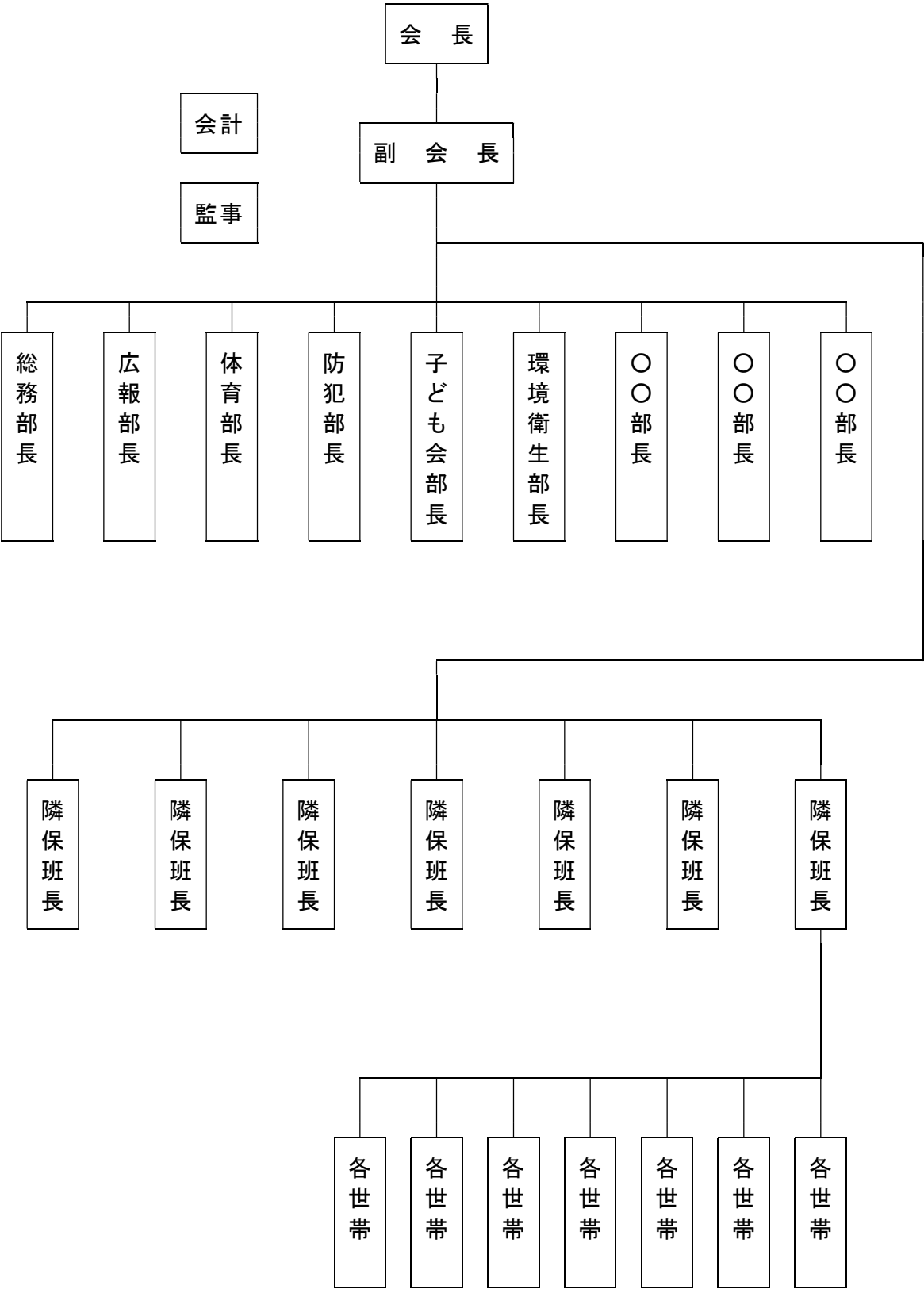
3 町内自治会費

町内自治会の活動には財源が必要ですが、その主たる財源は町内自治会費（町費）でまかなわれています。

会費に関するルール（会費の金額・減免の規定・集金の時期や周期・年度途中の加入者や退会者の会費の取扱い等）は、世帯数、運営方法、地域性など各町内自治会で様々ですが、いずれにせよ会員が納得了承されることが必要です。

同様に会費の集金（領収書の発行や集金簿での記録等）についてもトラブルを防ぐために会員が納得する方法で行いましょう。

町内自治会組織図（例）



3 町内自治会の活動

町内自治会では、安全で快適な環境のなかで心のふれあうまちづくりを目指し様々な活動に取り組んでおられます。

自主的に活動されていますので、活動内容は多岐に分かれ、全部を記述することは困難ですが、いくつかを例示してみます。

① 生活の安全確保に関する活動

(例) 交通安全活動
防犯・自主防災活動

② 社会福祉に関する活動

(例) ひとり暮らしのお年寄りへの訪問
老人ホーム等への慰問



③ 生活環境の保全に関する活動

(例) 町内の清掃、ゴミステーションの美化・管理
環境緑化、害虫駆除、資源回収

④ 親睦活動

(例) 運動会、各種スポーツ大会、あいさつ運動
どんどや、夏祭り、盆踊り

⑤ 文化活動

(例) 文化祭、バザー、地域文化財の保全
広報紙の作成、研修会、趣味の活動

⑥ 各種団体の活動への協力

(例) 校区社会福祉協議会・校区体育（スポーツ）協会
地区交通安全協会・校区防犯協会
青少年健全育成協議会などへの助成

(参考)

1 校区自治協議会とは

校区自治協議会は、町内自治会のほか、校区で分野別の活動を行っている団体などで構成されます。防犯・防災、子ども、環境、福祉など地域のさまざまな事柄についてみんなで話し合い、校区の運営を行っています。

地域の課題の中には、1つの町内自治会だけでは解決が難しいこともあります。そんなとき、校区で連携し、みんなで取り組めば、活動の幅も参加者もぐっと広がります。

2 校区自治協議会の組織

各校区自治協議会は、下記のような、校区内で活動する団体により構成されます。校区によって違いもありますが、それぞれの団体が主体性を生かしながら連携しています。

校区自治協議会の構成団体

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・ まちづくり委員会 | ・ 子ども会 |
| ・ コミュニティセンター運営委員会 | ・ PTA |
| ・ 社会福祉協議会 | ・ 女性の会（地域婦人会） |
| ・ 青少年健全育成協議会 | ・ 公園愛護会 |
| ・ 防犯協会 | ・ 交通安全協会 |
| ・ 民生児童委員協議会 | ・ 体育（スポーツ）協会 |
| ・ 老人クラブ | ・ 消防団分団 |
| ・ 地域公民館 | ・ 町内自治会 |

など

4 町内自治会への助成

1 町内自治振興補助金

住みよいまちづくりの推進や住民の連帯意識を高めるなど、住民自治の振興を図ることを目的として、また、市の行う事務の住民への連絡業務に対して交付するものです。

交付した補助金は、自治会本来の活動（事業）に充当してください。

交付額は、毎年4月1日現在の町内自治会等加入世帯数に応じて決定します。

交付時期は、毎年9月に各町内自治会の指定される金融機関の口座に振り込みます。

また、交付を受けた団体は、予算書及び決算書の収入欄に独立した費目として補助金を計上してください。

● 町内自治振興補助金額

補助金額	＝	均等割	＋	世帯割
------	---	-----	---	-----

	町内自治会加入世帯数	補助金額(年額)
均等割	200世帯以下	60,000円
	201世帯以上 ～ 400世帯以下	65,000円
	401世帯以上 ～ 800世帯以下	70,000円
	801世帯以上	75,000円
世帯割	1世帯あたり	600円

※補助金額の記載例

項 目	予算額	決算額	比 較	説 明
1 会 費	379,200 円	380,000 円	800円	200 円×158 世帯×12月 (途中入会 2件)
2 市助成金	244,600 円	244,600 円	0円	自治振興補助金（均等割）60,000 円 自治振興補助金（世帯割）94,800 円 （158世帯×600 円） 防犯灯補助金18,000円（15灯×1,200 円） 追加防犯灯補助金1,800円（2灯×900 円） 北区地域コミュニティづくり支援補助金 70,000円
.	.	.	.	.
収入合計	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円	

2 防犯灯補助金

町内自治会が管理する防犯灯の維持管理に対して交付するものです。

- 令和6年度(2024年度)の防犯灯補助金の額は下記のとおりです。

防犯灯の区分	補助金の年額（1灯につき）			
	契約電力によって、金額が異なります。（1灯あたり）			
	10W以下	10Wを超え 20W以下	20Wを超え 40W以下	40Wを超え るもの
4月1日までに設置されている防犯灯	1,200円	1,400円	1,800円	2,000円
4月2日から6月30日までに設置された防犯灯	900円	1,050円	1,350円	1,500円
7月1日から9月30日までに設置された防犯灯	600円	700円	900円	1,000円
10月1日から12月31日までに設置された防犯灯	300円	350円	450円	500円

- ☆ 4月1日までに設置されている防犯灯については、交付申請書に電気料金領収書（4月分）が確認できる書類等を添付の上、申請してください。

交付を受けた団体は、予算書及び決算書の収入欄に独立した費目として補助金を計上してください。

- ☆ 毎年度4月2日～12月31日までに新規で設置された防犯灯については、別途補助金の申請ができます。交付申請書に設置後の電力会社発行の電気料金領収書、灯数及び設置日の確認ができる書類を添付の上、申請してください。

補助金額については、上記のとおり防犯灯設置時期により異なります。設置した年度の2月末頃までに申請書の提出をお願いします。

【問い合わせ先】北区総務企画課（Tel 272-1110）

3 防犯灯新規設置のための補助金について

北区内において防犯灯を新規に設置したいときは、「熊本北合志地区防犯協会連合会」に防犯灯設置のための申請を行い、認められた場合には同会からの補助があります。

必ず、設置前に申請が必要です。 詳細については、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

熊本北合志地区防犯協会連合会 （熊本北合志警察署内）

TEL 341-0110 （内線277）

4 北区地域コミュニティづくり支援補助金

北区まちづくりビジョンに基づく区の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、町内自治会等並びに校区自治協議会及びその構成団体等が主体的かつ継続的に行う様々な分野の地域に身近な課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みに対し、補助金を交付します。

★対象団体：

校区自治協議会、校区自治協議会の構成団体、町内自治会等
北区内で事業を実施する実行委員会等、特定非営利活動法人

★対象事業 次に掲げる事業で、引き続き活動の継続が見込まれる事業

- ①住民の身近な課題を解決する事業
- ②地域における従来の取組みを発展させる事業
- ③北区の地域の資源や魅力を活用したコミュニティビジネス事業及び交流人口促進事業など（3カ年度を限度とする継続事業です。）

★対象経費

- ①報 償 費：講師謝礼、出演料など
- ②研 修 費：視察研修等にかかる交通費及び宿泊代など
- ③印刷製本費：チラシ作成費、印刷代など
- ④消耗品費：事務用品、書籍代、草刈機や発電機等の燃料代など
- ⑤通信交通費：郵便料金、交通費、駐車料金など
- ⑥備品購入費：草刈機、倉庫、調理器具など
- ⑦借 上 料：会場等の使用料、資機材・車両等の借上げ料、運搬費など
- ⑧委 託 料：調査・研究委託、警備委託など
- ⑨その他特に必要と認めた経費：保険料、各種申請手数料、振込手数料、印紙代、著作権料など

●補助対象事業期間

交付決定日から年度末までに完了する事業

●補助率及び補助金額 （対象事業①、②の場合）

補助対象事業費の1/2以内（千円未満端数切捨て）

2万5千円以上30万円以内

●募集期間 毎年 5月末期限

☆企画提案された事業について、企画審査会（審査会）での審査の後、予算の範囲内で補助対象団体及び採択額を決定します。

詳しくは、北区総務企画課（Tel 272-1110）へお尋ねください。

5 補助金申請について

町内自治振興補助金及び防犯灯補助金の交付を受けようとする町内自治会の代表者は、補助金交付申請書にその年度の予算書、事業計画書、その他町内自治会等加入世帯数のわかる書類等を添えて提出しなければなりません。

また、補助金交付を受けたものは、年度終了後決算書を添えて報告しなければなりません。

手続きの方法として従来の「紙申請」に加え、パソコンやスマートフォン等で「いつでも」「どこからでも」申請が可能な「オンライン申請」が追加されました。

6 予算書・決算書の作り方

町内自治会の健全で計画的な運営のために予算書、決算書の作成が必要です。

また、住民（会員）から町費を徴収し、自治会を運営していくわけですので、資金が何に使われ、どのように運営されているかを明確に住民に知らせるためにも分かりやすい予算書・決算書が不可欠です。

特に、説明欄には内訳を具体的に記入し、何にいくら使われたかをはっきり書いておくことが必要です。

また、年度当初の総会等で承認が得られたら、町内住民に知らせることが望ましい方法です。

神社奉賛金等の宗教関係費は、町内会費、市交付金等を主たる運営財源とする自治会会計とは、別に取り扱われるようご配慮ください。

また、募金・寄付金等は、住民の総意に基づいて取り扱われることが望ましいと思います。

詳しくは、令和4年（2022年）に配布した「会計処理の手引き」をご覧ください。北區総務企画課（Tel 272-1110）へお尋ねください。

【参 考】

なお、平成14年（2002年）の佐賀地方裁判所の判決では、「氏子費などを自治会費に含めて一括徴収することは、宗教上の行為への参加を強制するもので、憲法で保障された信教の自由の侵害に当たる。」という判断を示しています。

5 広報文書（市政だより以外）の配布について

1 市政だより以外の広報文書の配布について

広報文書は全世帯配布のものと回覧文書のものと2通りあります。

広報文書の配布は、毎月25日を配布日とさせていただいております。各担当課より宅配・郵送や持参するなどして配布月の15日から20日を目途に各町内自治会長様等へお届けします。

2 広報文書の送付部数

広報文書の送付部数及び回覧部数に変更がある場合は、お手数ですが北区総務企画課（Tel 272-1110）にご連絡ください。

6 町内自治会の法人化について

平成3年に地方自治法が改正され、市長の認可を受けることで町内自治会は、法人格を持てるようになり、団体名義で不動産の登記等ができるようになりました。さらに令和3年度の地方自治法の一部改正により、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」が認可の目的となっています。

認可を得るためには次のような要件・手続きが必要になります。

1 認可要件

以下の4つの要件が必要です。

- ①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行なうことを目的とし、現にその活動を行なっていると認められること。
- ②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

2 申請手続き

次の手順で行ってください。

① 事前相談

申請ができるかどうか、手続きはどのようにするのかなどについて、事前に北区総務企画課（Tel 272-1110）にご相談ください。

② 町内自治会での話し合い

申請を行うかどうかを、自治会役員を中心に話し合ってください。

③ 総会

申請を行うことを、総会で決議してください。また、規約・代表者の決定なども同時に決議してください。

④ 申請

申請には次の書類が必要です。

- ① 認可申請書
- ② 規約
- ③ 認可を申請することについて総会で決議したことを証する書類
(総会議事録の写し)
- ④ 構成員の名簿
- ⑤ 申請者が代表者であることを証する書類 (就任承諾書)
- ⑥ 区域を示した地図
- ⑦ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

⑤ 受理・審査

4つの要件を満たしているか、審査を行います。

⑥ 認可・告示

要件を満たしていれば、認可するとともに、告示を行います。

これにより、認可地縁団体として町内自治会が法人格を持つことになります。

3 認可されたら

認可地縁団体となることで、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産との混同防止、対外的な信用の獲得等、数多くの恩恵を受ける可能性があり、地域活動のより一層の活性化が期待されます。

- ① 法人化されても、市に監督権限はありません。町内自治会活動は従来どおりです。
- ② 認可の要件に欠くことになったときは、認可を取り消すことがあります。
- ③ 規約や告示に変更をおこなう時は、事前に北区総務企画課にご相談ください。

7 熊本市ボランティア活動保険

近年、ボランティア活動は、社会福祉や社会教育の分野をはじめ、生活全般にわたるコミュニティ活動として活発に行われています。

そこで、熊本市では市民の皆様が安心してボランティア活動などの公益性のある活動を行うことができるように、《熊本市ボランティア活動保険》制度を設け、ボランティア活動中の思わぬ事故の救済に備えております。

1 保険に加入できる団体

組 織 要 件	① 代表者等が明らかな団体であること。 ② 規約等でボランティア活動を行うことを明らかにしている団体であること。 ③ 年間のボランティア活動の計画が明らかな団体であること。 ④ 会員、参加者等の範囲が明らかな団体であること。 ⑤ 団体の事務所、活動拠点が熊本市内であること。
活 動 要 件	① 無報酬で行う活動であること（ただし、実費弁償程度の場合も含む。）。 ② 継続的、計画的な活動であること。（事前に作成された年間計画等で確認できる必要があります。） ③ 公益性のある奉仕活動であること。 ④ 政治、宗教及び営利を目的とした活動でないこと。

2 保険期間

保険期間は、毎年4月1日16時から翌年4月1日16時までです。

3 保険の対象となるボランティア活動と対象者

活 動 の 範 囲	対 象 と な る ボ ラ ン テ ィ ア 活 動
(1) 地域社会活動	清掃活動、資源回収、リサイクル活動、防災活動、防犯活動、交通安全活動、保健衛生活動、自治会、子ども会、校区自治協議会等地域団体の運営
(2) 社会福祉活動	社会福祉施設等への援護活動 高齢者・障がい者等への援護活動
(3) 社会教育活動	スポーツ活動、文化活動
(4) 青少年育成活動	青少年育成団体の指導育成活動 非行防止パトロール
(5) その他社会奉仕活動	その他、市長が特に必要と認める活動

※計画的、継続的なボランティア活動（団体の活動趣旨に沿って、事前に計画し、数年にわたって行っている、または行う予定である活動）である必要があります。

※ボランティア活動保険の対象者は、表のような活動を行うボランティア活動の指導者及び活動者（実際にボランティアを行う方）です。



保険の対象にならない主な例

- スポーツ、レクリエーション、祭り・イベント等の競技者・参加者の事故（スポーツ大会の監督・審判等・レクリエーションの講師等の「指導中の事故」は保険の対象です。審判等であっても、競技に選手として参加した場合の事故は、保険の対象外です。同様に、祭り・イベントを運営するスタッフなどの活動中の事故は対象になりますが、参加中の事故は対象外です。）
- 山岳救助、海難救助など危険な場所でのボランティア活動（目安として、建物3階以上の高さでの高所作業。ただし、高さに関わらず危険な活動は対象とならない場合があります。野焼き、山焼きなども対象外です。）
- 危険な機器等を用いるボランティア活動（チェーンソー等での伐採活動等、重機（ただし、小型のショベルカー、トラクターについては、傷害保険が対象となります。）を用いた活動等）
- 食中毒（細菌性またはウイルス性食中毒）を団体のスタッフ（活動者）が発症したとき（参加者に対する損害賠償責任保険は対象となります。）
- 加入団体内の損害賠償事故（団体の共有物の破損や、会員の所有物を壊した等。）
- 熊本市に対する損害賠償事故（熊本市が保険契約を行っており、第三者に該当しないため。）
- 他覚症状のないむち打ち症や腰痛
- 職務遂行中や職業に従事しているときの事故や学校管理下の事故
- 会員の親睦が目的のレクリエーション活動（親睦目的の花見やバーベキューなど）時の事故
- 政治、宗教若しくは営利を目的とするもの
- 自動車、又は原動機付自転車を運転している間に生じた損害賠償事故（傷害保険は対象。）
- その他、指導者等の故意による事故や飲酒中の事故、地震、噴火、津波等の自然災害によるもの
- 日本国外で行われるボランティア活動等・・・

※保険の対象の範囲は保険約款に定められたものとなります。

くわしい内容を確認したい場合は、地域活動推進課（Tel 096-328-2036）までお尋ねください。

4 保険の内容

①損害賠償責任保険

ボランティア活動中に、指導者もしくは活動者の過失により、第三者の生命、身体、又は財物若しくは保管物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

区 分	適 用	保 険 金 額
身 体 賠 償	1名につき	最高 5千万円
	1事故につき	最高 1億円
財 物 賠 償	1事故につき	最高 5千万円
保管物賠償	1事故につき	最高 3百万円

②傷害保険

ボランティア活動中に発生した、急激かつ偶然な外来の事故で、ボランティア活動の指導者及び活動者が死亡又は負傷した場合

※医師による治療（医療機関の受診）が必要です。また、疾病は保険の対象外です。

区 分	適 用	保 険 金 額
死 亡	1名につき	3百万円
後 遺 障 害	障害の程度により1名につき	最高3百万円
入 院	180日を限度として	日額 3千円
通 院	90日を限度として (180日以内)	日額 2千円

※「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的に発生する予知されない出来事で、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものです。

※清掃活動中等の虫刺されや熱中症による通院なども対象です。

③保険料など

熊本市が保険料を負担し、保険会社と契約していますので、保険料は不要です。また、加入申請手続きも不要です。

事故発生日から30日以内に団体の代表者が熊本市に事故の報告を行い、熊本市は、団体の要件や活動内容を確認し、保険会社に通知します。保険金額の認定・支払いについては保険会社から直接負傷者等にご連絡します。

5 事故が発生した時の手続き

①事故が起きたとき	活動者は怪我などがあれば、<u>すぐに団体の代表者へ連絡</u>します。 （事故が起きた時間、活動内容、場所を記録し、事故現場や破損した物（損害賠償の場合）の写真を撮ってください。病院に行き、領収証を保管してください。） 代表者の方は、<u>事故発生から 30 日以内</u>に熊本市の担当課（下記連絡先）へお電話を！※担当課がわからない場合は、<u>地域活動推進課</u>へご連絡ください。 ※事故発生から <u>60 日以内</u>の報告は事故として受付を行います。保険金の減額や、保険金が支払われない場合があります。また、遅延理由書等をいただく場合があります。
②事故報告兼事故証明書の作成	担当課に連絡後、事故報告書兼事故証明書（様式第 1 号）を作成します。代表者の方が作成してください。入院、通院中でも申請ができます。 ※熊本市 HP から様式のダウンロードが可能です。
③事故報告書類一式の提出	事故報告書の際に必要な書類 (1) 熊本市ボランティア活動保険事故報告書兼事故証明書（様式第 1 号） (2) 団体の規約（会則・定款など） (3) 今年度活動計画書、昨年度活動報告書（任意の様式） (4) 事故当時のボランティア活動のチラシ等、活動の詳細がわかるもの (5) 事故が起きた場所の地図 (6) 事故に関する写真など ※(2)～(3)の添付書類は、団体の要件や活動の要件の確認に必要なため、<u>必ず添付してください。</u> ※(4)～(6)は事故の状況確認に必要です。<u>往復途上の事故の場合は自宅、事故現場、ボランティア活動場所の位置関係がわかる地図を添付してください。</u> 特に、<u>損害賠償事故の場合は必ず写真を撮るようにしてください。</u> ※会員名簿の提出を求める場合がありますので、普段から整理されてください。
④保険に適合するか確認	提出された書類から、団体の要件や活動要件、事故の状況を確認し、本保険の要件を満たしている場合、保険が適用されます。 ※審査の結果、保険の対象外となる場合があります。
⑤保険会社から連絡、手続き	熊本市から保険会社へ通知し、保険会社から直接負傷者の方等にご連絡を取り、保険金請求等の手続きを行います。 保険金額の確定、支払いなどは保険会社から直接行われます。

○北区管内の町内自治会や校区青少協などの保険のお問い合わせ・事故発生時のご連絡先

北区役所総務企画課		Tel 272-1110	
植木まちづくりセンター	Tel 272-6966	清水まちづくりセンター	Tel 343-9162
北部まちづくりセンター	Tel 245-2112	龍田まちづくりセンター	Tel 339-3323

8 地域環境美化について

1 ごみステーションの管理

ごみステーションは、これを利用する皆様に管理していただくことになっています。

- ・ごみの分別など「ごみ出しルール」を守って出しましょう。
- ・利用者全員で責任をもって、ごみステーションをきれいにしましょう。

ごみステーションを適切に維持管理していくために

熊本市では、ごみステーション管理支援補助金制度を設け、多くの自治会にご利用いただいています。

また、施設を設置・購入する場合に、ごみステーション施設整備補助金制度を設けています。

2 ごみステーションの設置

ごみステーションを新設や変更、廃止をされる場合には、次の手順に従って手続きを行ってください。

①地域住民での打合せ

住民の皆様で話し合って場所を決めてください。（特に設置予定近隣の方には、しっかり説明をしてください。）

②届出書提出

「ごみステーション設置届出書」に必要事項を記入し、北区総務企画課に提出してください。

③収集開始

北区総務企画課から「収集できます」の連絡があってから住民の皆さんに周知してください。

※届出の場所によっては、収集の安全等により収集できないこともあります。

3 町内一斉清掃

旧熊本市では、事前に作成された清掃実施計画に基づき、春（6月第1日曜日）及び秋（10月第4日曜日）に、自治会主体のもと町内一斉清掃を実施していただいています。

また、旧植木町におきましても自治会ごとに実施日を定められ、町内一斉清掃を実施していただいています。

4 地域環境美化に関するお問い合わせ先

町内のごみステーション管理や清掃について、ご相談やご質問がありましたら、**北区総務企画課環境班（Tel 272-1112）**までお問合せください。



令和 6 年度（2024 年度）版 町内自治会長の手引き

**北区役所 区民部 総務企画課
熊本市北区植木町岩野 2 3 8 番 1**

TEL 096-272-1110

FAX 096-272-6912